

2025年度
河合町人権教育推進協議会
《 総会議案 》



と き 2025年7月10日(木)14時～

ところ 河合町立公民館 3階 研修室C

河合町人権教育推進協議会

2025年度 河合町人権教育推進協議会 総会議案

1. 開 会

2. 会 長 挨 拶

3. 来 賓 挨 拶

4. 議 長 選 出

5. 議 事

第 1 号議案 2024年度 事業報告について

第 2 号議案 2024年度 会計決算及び会計監査報告について

第 3 号議案 2024年度・2025年度 役員の確認について

第 4 号議案 2025年度 顧問(案)について

第 5 号議案 2025年度 活動方針及び事業計画(案)について

第 6 号議案 2025年度 会計予算(案)について

6. 閉 会

2024年度 事業報告

はじめに

河合町人権教育推進協議会は、1979年の結成以来、「基本的人権と民主主義の確立をめざし、部落問題を中心としたあらゆる人権問題を解決に導き、真の人権文化を創造することを目的とする。」を理念とし、さまざまな問題に取り組んできました。そして、一人ひとりがそれぞれの地域課題に焦点をあて、人権意識が根付くまちづくりを目指し、その歩みを進めてきました。

しかし、依然として社会にはさまざまな人権問題が山積しています。同和地区を特定するための役所への問い合わせや、他人の戸籍・住民票など個人情報の不正取得といった、差別や偏見からくる事例が多数報告されています。さらに、匿名性を利用したインターネット上への悪質な書き込みや動画投稿も増加し続けています。

また近年、従来の集団を重んじる社会から、個々を尊重する社会へと急速に変容しています。その中で、個々のプライバシーや価値観は当然尊重され、守られるべきではありますが、一方で“自分さえよければ何をしてもよい”という風潮が強くなっています。学校でのいじめや職場でのハラスメントなどは、人間関係の希薄化と利己主義の結果、生み出されたものだといえます。

子どもや高齢者への虐待、そして女性に対するDV（ドメスティック・バイオレンス）が増加し、命までも奪われてしまう事件が後を絶ちません。

しかし、そうした状況を何とかしようという市民運動が高まりを見せ、少しずつですが人権保障のための法律も整備されつつあります。一昨年4月には、国の機関として「こども家庭庁」が新設され、あわせて「こども基本法」が施行されました。また、昨年4月には「困難な問題を抱える女性支援法」が施行され、さまざまな理由で厳しい生活を余儀なくされてきた女性への支援が始まっています。

本協議会も、一人ひとりが多様な価値観を互いに確かめ合いながら理解を深めることが大切であると考え、これまで人権教育を推進してきました。2024年度は、部落差別の背景や歴史、日本における女性の立場の弱さ、これまで曖昧であった発達障がいについての学習などを通じて、人権尊重の意識を醸成するとともに人と人の輪を広げる活動を進めました。

以下、事業経過について報告します。

◇主催事業の経過

(1) 総会(参加者47名)

- ・日 時 2024年6月18日(金)
- ・場 所 河合町中央公民館 視聴覚室
- ・研 修 ビデオ視聴
『言葉があるから -無自覚の差別「マイクロアグレッション」-』
- ・概 要 総会では、議事をもとに各議案が承認されました。
総会後の研修では、日常のさまざまな場面での悪気のない差別(マイクロアグレッション)をテーマにしたビデオ作品を視聴しました。私たち自身が加害者にならないために、無意識に国籍や人種、性別、性的指向などにより軽視や偏見をしないよう、意識を持つきっかけとしました。



(2) 人権学習講座(全4回)

第1回[講演](参加者33名)

- ・日 時 2024年9月13日(金)
- ・場 所 河合町中央公民館 視聴覚室
- ・演 題 「フィールドワークの事前学習」
- ・講 師 天理大学 非常勤講師 奥本 武裕 さん
- ・概 要 部落差別の本質は地域の諸問題に起因し、職場や学校も地域の体質を色濃く受け継いでいること、そして差別解決のためには地域を深く知ることの重要性についてご講演いただきました。



第2回[フィールドワーク](参加者26名)

- ・日 時 2024年10月11日(金)
- ・場 所 桜井市三輪周辺
- ・テーマ 「大神神社周辺地域の
歴史・文化と人権」
- ・ガイド 天理大学 非常勤講師 奥本 武裕 さん
- ・概 要 大神神社を中心とする三輪山信仰の様相と変遷を辿り、被差別民が歴史的に果たしてきた役割について確認しました。



第3回[講演](参加者34名)

- ・日 時 2024年11月15日(金)
- ・場 所 河合町中央公民館 視聴覚室
- ・演 題 「ジェンダーギャップが世界125位!?
～世界125位の世界に生きる私たち～」
- ・講 師 フェミニストカウンセラー
友杉 明日香 さん
- ・概 要 日本における家父長制社会の問題点や、男女間の経済格差・政治参画格差の深刻な現状について、認識を深めました。



第4回[講演](参加者40名)

- ・日 時 2024年12月6日(金)
- ・場 所 河合町中央公民館 視聴覚室
- ・講 演 「発達障害って何だろう？」
- ・講 師 奈良県発達障害者支援センターでいあー副センター長 大西 和幸 さん
- ・概 要 発達障害の具体的な特徴、相談や就労支援体制について学ぶとともに、当事者の生きづらさや困りごとにもふれました。



(3) 現地人権学習会

[2班に分けてフィールドワークを実施](参加者計28名)

- ・日 時 2024年10月16日(水)・24日(木)
- ・場 所 大和郡山城及び城下町
- ・テーマ 「城下町郡山の歴史・文化と生活文化」
- ・ガイド 天理大学 非常勤講師 奥本 武裕 さん
- ・概 要 大和郡山市を訪ね、近世の城下町のしくみを学びました。また、郡山藩と領内の被差別部落の関係についてもふれ、すべての人々が幸せに暮らせる地域社会の在り方を考えました。



◇各種研修会・研究会及び共催事業の経過

年月日	事業名	会場	参加者
5月14日	奈良県人権教育推進協議会（以下奈人推協） 第62回総会	香芝市 ふたかみ文化センター	3
5月28日	北葛城郡人権教育推進連絡協議会（以下郡人推連協） 第41回総会	上牧町 役場西館	6
6月14日	郡人推連協 第1回講師団講師研修会	上牧町 役場西館	3
7月 4日	奈人推協 第39回部落問題講座	川西町 コスモスホール	3
7月13日	河合町人権・同和問題啓発活動推進本部 差別をなくす町民集会	河合町 まほろばホール	104
8月 6日	奈人推協 第45回平和・解放教育講演会	大和高田市 さざんかホール	6
8月28日	奈人推協 第49回夏期研修会	田原本町 青垣生涯学習センター	3
9月11日	奈人推協 第38回識字交流研修会	御所市 防災交流館	2
9月28日	奈人推協 第56回研究大会	香芝市 ふたかみ文化センター	10
10月22日	奈人推協 第24回ブロック別研修会（西部ブロック）	上牧町 文化センター	7
11月30日 ～12月1日	全国人権教育研究協議会 第75回全国人権・同和教育研究大会	熊本市 くまもと県民交流会館	3
12月10日	奈人推協 第58回人権問題講演会	葛城市 マルベリーホール	8
12月14日	奈人推協 第23回識字合同学習会（ふれあい広場）	川西町 コスモスホール	2
2025年 1月24日	郡人推連協 第33回「人権と部落問題」郡民研究集会	上牧町 ペガサスホール	26
2月13日	郡人推連協 第2回講師団講師研修会	GoodJob! センター香芝	5
	【奈人推協】理事会4回 事務局長会議6回 【郡人推連協】理事会2回 会長・事務局合同会議6回 事務局会議4回		

第2号議案

2024年度 会計決算

(収入の部)

(単位:円)

項 目	当 初 予 算 額	収 入 額	増 減 額	備 考
補 助 金	740,000	740,000	0	町補助金
雑 収 入	0	137	137	預金利息
計	740,000	740,137 (A)	137	

(支出の部)

(単位:円)

項 目	当初予算額 (1)	流 用 額 (2)	予 算 現 額 (1)+(2)=(3)	支 出 額 (4)	執 行 残 額 (3)-(4)	備 考
事務局費	30,000	15,878	45,878	45,878	0	切手代 消耗品代等
会 議 費	3,000	0	3,000	2,500	500	会場使用料
図 書 費	28,000	0	28,000	27,005	995	研究図書費
事 業 費	453,000	39,591	492,591	492,591	0	各種 研修会費等
行 動 費	30,000	△10,510	19,490	19,490	0	出張旅費
負 担 金	186,000	△34,959	151,041	151,040	1	県・郡 負担金
予 備 費	10,000	△10,000	0	0	0	
計	740,000		740,000	738,504 (B)	1,496	

【収入額】

【支出額】

【執行残額】

740,137 円(A) - 738,504 円(B) = 1,633 円

※ 執行残額については町に返金

監 査 報 告

2024年度河合町人権教育推進協議会の会計監査をしたところ、
決算書のとおり帳簿、証票ともに適正に処理されており、妥当で
あることを認めます。

2025年 6月 5日

河合町人権教育推進協議会

監 査 松 井 義 明

監 査 岡 宏

2025年度 活動方針(案)

はじめに

河合町人権教育推進協議会は、すべての町民が人権問題について正しい理解と認識を深め、部落問題をはじめとするあらゆる差別の撤廃と、だれもが安心してくらすことのできる社会の実現をめざしています。そして、奈人推協や郡人推連協、その他多くの機関・団体と連携しながら、活動を推進してきました。

今年8月には、日本をはじめ世界中であまりにも多くの犠牲を生んだ第二次世界大戦の終戦から、80年の節目を迎えます。戦後から現在に至るまで、二度と同じ過ちを繰り返さないための不断の努力が積み重ねられてきました。昨年10月には、核による被害者の立場から核兵器廃絶を訴えてきた日本原水爆被害者団体協議会(日本被団協)が、ノーベル平和賞を受賞されました。しかし、一方でロシアによるウクライナ侵攻は3年を過ぎ、イスラエルによるパレスチナ自治区ガザへの無差別攻撃が続いています。

さらに、イスラエルは核開発への懸念などを理由としてイラン各地への空爆を続け、イラン国内での要人暗殺事件にも大きく関与していると指摘されています。これを受けイランが報復にうって出ると、次はアメリカが参戦の動きを見せるなど、世界情勢は日を追うごとに緊張感が増しています。先の大戦から80年、力による争いの愚かさを学んだにもかかわらず、私たちは今なお多くの犠牲を払い続けています。日本にくらす私たちも、決して他人事と目を背けず「戦争は最大の人権侵害である」という普遍的価値観を再度確かめ合い、「戦争は断固反対」という強い意思を発信していきましょう。

また、今年は「同和对策審議会答申」が出されてから60年目の年でもあります。答申では、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」としました。部落問題の解決に向けた国の責務を明確にするとともに、それが国民的な課題であることも指摘し、その後の法整備や同和教育推進への道しるべとなりました。今一度過去を振り返り、門地によって他者を排除することの不条理さを確かめ合ひましょう。

以下、国及び地方自治体の施策や、SDGs※1の理念、奈人推協及び郡人推連協の提示する活動方針を踏まえ、2025年度の活動方針を提案します。

基本課題

差別の現実深く学び、部落問題をはじめ、あらゆる人権問題の解決をめざして、くらしをみつめ、豊かな未来を切り拓く取組を進めよう。

1. あらゆる人権をめぐる現状と課題を正しく認識し、取組を進めよう

私たちのまわりにはさまざまな人権課題が山積していますが、近年インターネットやスマートフォン(スマホ)に関する課題が急増しています。

これらの機器やしくみによって私たちはさまざまな恩恵を受けている反面、インターネット上には悪意を持った情報が無数に存在しているのも事実です。部落差別をはじめ、外国人や障がい者、性的少数者などに対する差別的な書き込みやフェイク(偽物)動画等の投稿は、過激化の一途を辿っています。また、特定の個人や団体

への愉快犯的な誹謗中傷は、“された側”の人権侵害だけにとどまらず、差別を正当化し、そのことで人々をあおる集団主義がはびこっています。

子どもをとりまく環境でも、インターネットを介したいじめや性犯罪など、まわりの大人が知らないうちに巻き込まれる事件が頻発しています。まさに、大人社会がそのまま子ども社会に映し出されているのです。

また、インターネットには利用者の検索履歴などに基づいて、情報が偏って表示される「フィルターバブル」という現象があります。簡単に興味のあるニュースや欲しい商品の広告にふれられる一方、この現象によって、無意識のうちに極端な物事の考え方になったり、自分とは相容れない価値観を排除したりするおそれがあります。自分では気づかぬうちに、視野が狭くなる危険性をはらんでいます。デジタル社会は今後ますます発展を遂げることが予想されますが、あくまでも私たちの原点は生身の人と人とのつながりです。交流の輪を広げ他者の意見を尊重しながら、依存しすぎることが無いように科学技術の進歩を享受しましょう。

他にも、さまざまな形態のハラスメント問題があります。セクシュアルハラスメントは、防止法が1998年に制定されましたがジェンダー意識は依然根強く、女性を性的対象としてしか見ない考え方はなお根深くあります。職場などでのパワーハラスメントも深刻な社会問題です。「労働施策総合推進法（パワハラ防止法）」（2020年）が施行されたことを受け、国はもとより企業や団体内での対策が急務の課題です。また、無理難題を要求するカスタマーハラスメントも昨今特に深刻です。

貧困や格差からくる、人の弱みにつけ込んだ新しい形態での特殊詐欺や、高齢者を狙った強盗殺傷事件、さらには子どもを巻き込んだ極めて悪質かつ残虐な事案が後を絶ちません。

外国人を取り巻く状況でも、劣悪な環境での労働を強いたり、偏見や差別的な風潮が見受けられます。

障がい者の人権保障に関しても、制度と設備の両面で改善すべき点が多く、障がいを理由に生き方そのものを制限される社会の在り方が問われています。

残念ながら、今の社会は人と人との関係が引き裂かれ、分断と格差拡大によって差別と孤立が深まっているといえます。

こんな時こそ、私たち人推協の役割は重要です。当たり前で安心して、安全に暮らしていける地域社会を求めて、互いに取り組んでいきたいものです。

2. 人と人との豊かなつながる地域づくりをめざして取り組もう

100年余り前の奈良の地が発祥で世界初の人権宣言「水平社宣言」や、第二次世界大戦の反省をもとに平和を希求する人類の願いを込めた「世界人権宣言」は、真に差別のない人と人が共に支え合う社会を実現するための、大きな道しるべとなりました。それらの精神を根底に、国内でもさまざまな法整備がなされてきました。近年施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）は、「人権三法」と称され、私たちの諸活動を支える基となっています。

奈良県では、1963年に奈良県同和教育推進協議会が結成され、現在は奈良県人権教育推進協議会として、長年にわたり人権教育を進めてきました。その後、すべての郡・市町村にも協議会が立ち上がり、これまで県民が一体となってさまざまな人権問題に立ち向かってきましたが、これは全国に類を見ない奈良県独自のものです。私たちの活動の大切な礎となっています。

河合町では、2020年10月に「河合町手話言語条例」が施行されました。手話が言語であるとの認識を一般的なものとするための理解促進と、さらなる普及を目的としています。さらに、2023年4月には「河合町まちづくり自治基本条例」が施行されました。住民自治を確立し、一人ひとりの基本的人権が守られ多様性を認め合いながら、安心して安全にくらすことができるまちづくりが基本理念となっています。

このことから、あらゆる場面で人権尊重の立場に立ち、さまざまな人権問題に気づく感性を磨くことが大切です。関係機関が主催する研修会や交流の場に積極的に参加し、そして学び得たことを次は発信することで、自らの人権意識をより強固なものへと深化させましょう。

そして一步一步確実に、共に歩みを進めましょう。

※I SDGs : サステナブル・デベロップメント・ゴールズの略。日本語訳:持続可能な開発目標。
2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致により採択され、17のゴールを軸に「地球上の誰一人取り残さない」ことを誓っている。

2025年度 事業計画(案)

◇ 主催事業

年月日	事業名	会場
7月 2日	理事会	河合町立公民館
7月10日	総会	河合町立公民館
7月10日	総会後、ビデオ視聴による研修	河合町立公民館
9月～12月	人権学習講座(4回)	河合町立公民館ほか
10月～11月	現地人権学習会(2班に分けて実施)	田原本町

◇ 各種研修会・研究会への参加及び共催事業

年月日	事業名	会場
5月22日	奈人推協 第63回総会	天理市 文化センター
6月 5日	郡人推連協 第42回総会	広陵町役場
6月12日	郡人推連協 第1回講師団講師研修会	広陵町 巢山古墳
7月 8日	奈人推協 第40回部落問題講座	川西町 コスモスホール
7月12日	河合町人権・同和問題啓発活動推進本部 差別をなくす町民集会	河合町 まほろばホール
8月 6日	奈人推協 第46回平和・解放教育講演会	葛城市 マルベリーホール
8月 8日	奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会 第22回シンポジウム	斑鳩町 いかるがホール
8月28日	奈人推協 第50回夏期研修会	未定
未定	奈人推協 第39回識字交流研修会	未定
10月10日	奈人推協 第25回ブロック別研修会(西部ブロック)	平群町 くまがしホール
11月22日	奈人推協 第57回研究大会	天理市 市民会館ほか
11月29日 ～30日	全人教 第76回全国人権・同和教育研究大会	西宮市 大阪市、東大阪市
12月10日	奈人推協 第59回人権問題講演会	未定
12月13日	奈人推協 第24回識字合同学習会(ふれあい広場)	川西町 コスモスホール
2026年 1月23日	郡人推連協 第34回人権教育郡民研究集会	広陵町 かぐや姫ホール
2月10日	郡人推連協 第2回講師団講師研修会	広陵町
	【奈人推協】理事会4回 事務局長会議6回 【郡人推連協】理事会2回 会長・事務局合同会議6回 事務局会議4回	

2025年度 会計予算(案)

(収入の部)

(単位:円)

項 目	2 0 2 4 年 度 予 算 額	2 0 2 5 年 度 予 算 額	備 考
補 助 金	740,000	740,000	町補助金
雑 収 入		0	
計	740,000	740,000	

(支出の部)

(単位:円)

項 目	2 0 2 4 年 度 予 算 額	2 0 2 5 年 度 予 算 額	備 考
事 務 局 費	30,000	40,000	切手代 消耗品代
会 議 費	3,000	4,000	会場使用料
図 書 費	28,000	28,000	研究図書費
事 業 費	453,000	450,000	各種研修会費等
行 動 費	30,000	22,000	出張旅費
負 担 金	186,000	186,000	奈人推協負担金 郡人推連協分担金
予 備 費	10,000	10,000	
計	740,000	740,000	

加盟機関・団体(67機関・団体)

(敬称略)(順不同)

河 合 町	消 防 団	文 化 協 会
議 会	選 挙 管 理 委 員 会	婦 人 会
池 部 自 治 会	行 政 相 談 員	子 ど も 会 連 合 会
穴 間 大 字	民 生 児 童 委 員 協 議 会	人 権 教 育 研 究 会
長 楽 自 治 会	保 護 司	人 権 擁 護 委 員
城 古 大 字	更 生 保 護 女 性 会	人 権 ・ 同 和 問 題 啓 発 活 動 推 進 本 部
市 場 自 治 会	老 人 ク ラ ブ 連 合 会	NPO なら人権情報センター 河 合 支 局
西 穴 間 大 字	身 体 障 害 者 協 会	ス ポ ー ツ 協 会
大 字 城 内	手 を つ な ぐ 育 成 会	医 師 会
大 輪 田 自 治 会	遺 族 会	歯 科 医 師 会
薬 井 大 字	商 工 会	農 業 委 員 会
山 坊 自 治 会	教 育 委 員 会	緑 化 推 進 委 員 会
佐 味 田 自 治 会	社 会 教 育 委 員	食 品 衛 生 協 会
泉 台 自 治 会	P T A 連 合 会	食 生 活 推 進 研 究 会
星 和 台 自 治 会	第 一 小 学 校	青 少 年 健 全 育 成 連 絡 会
星 和 台 公 団 自 治 会	第 一 小 学 校 P T A	郷 土 を 学 ぶ 会
広 瀬 台 自 治 会	第 二 小 学 校	観 光 ボ ラ ン テ ィ ア ガ イ ド の 会
中 山 台 自 治 会	第 二 小 学 校 P T A	ボ ラ ン テ ィ ア 連 絡 協 議 会
高 塚 台 自 治 会	第 一 中 学 校	要 保 護 児 童 対 策 地 域 協 議 会
高 塚 台 二 丁 目 自 治 会	第 一 中 学 校 P T A	交 通 安 全 対 策 協 議 会
久 美 ケ 丘 自 治 会	第 二 中 学 校	地 域 安 全 推 進 委 員 会
緑 ケ 丘 自 治 会	第 二 中 学 校 P T A	
彩 り の 杜 自 治 会	か が や き の 森 こ ど も 園	

河合町人権教育推進協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、河合町人権教育推進協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、基本的人権と民主主義の確立をめざし、部落問題を中心としたあらゆる人権問題を解決に導き、真の人権文化を創造することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 人権教育に関する研修会、講演会、講習会の開催。
- (2) 人権教育の各種学習資料の収集と作成。
- (3) 人権教育の各種調査研究。
- (4) 関係諸団体との連絡提携。
- (5) その他必要と認める事項。

(組織)

第4条 本会は、河合町内にあって本会の趣旨に賛同する機関及び、団体をもって組織する。

(機関)

第5条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会

(総会)

第6条 総会は、加盟団体から選出された代表者で年1回開き次のことを行う。

- (1) 会務の報告と承認。
- (2) 活動計画の審議決定。
- (3) 決算の承認および、予算、事業計画の審議決定。
- (4) 役員の承認。
- (5) 規約の決定及び変更。
- (6) その他必要事項。

(理事会)

第7条 理事会は別表の加盟団体から選出された理事をもって構成する。

2 理事会は総会に次ぐ議決機関で、必要に応じて開催し、次の事を審議する。

- (1) 本会の運営についての審議。
- (2) 総会に提出する議案の審議。
- (3) 活動計画の推進並びに実践の交流。
- (4) 役員の選出。
- (5) その他、必要事項。

(役員)

第8条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 監査 2名

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を統括し、あわせて会議の議長となる
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会務を代行する。
- (3) 会計は、本会の会計を処理する。
- (4) 監査は、会計を監査する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。なお、役員に異動が生じた時、後任者は前任者の残任期間とする。

(顧問及び参加)

第11条 本会に、顧問・参加を置くことができる。

- 2 顧問・参加は、理事会で選出し、総会の承認を得る。
- 3 顧問・参加は、会長の諮問に応じる。

(会議)

第12条 本会の会議は、会長が召集する。会議の議決は、出席者の過半数の同意を得なければならない。しかし、会の性格上、可能な限り、全員一致で議事を進めるように運営するものとする。

(事務局)

第13条 本会の事務局は、河合町教育委員会生涯学習課におく。

- 2 事務局に、事務局長1名、事務局員若干名をおき、会長が委嘱するものとする。
- 3 事務局長、事務局員は、会務および事務を処理する。

(経費)

第14条 本会の予算は、補助金・寄付金をもってあてる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

附則

この規約は、昭和61年5月27日から適用する。

平成14年7月6日一部改正

世界人権宣言

採択 1948 年 12 月 10 日

国際連合第 3 回総会

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

部落差別の解消の推進に関する法律

(平成二十八年十二月十六日法律第百九号)

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、

地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院 法務委員会平成二十八年十二月十六日(附帯決議)
政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

参議院 法務委員会平成二十八年十二月八日(附帯決議)
国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。

二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。

三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係わる調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

宣言

全國に散在する吾が特殊部落民よ團結せよ。

長い間虐められて来た兄弟よ、過去半世紀間に種々なる方法と、多くの人々によってなされた吾等の為めの運動が、何等の有難い効果を齎らさなかつた事實は、夫等のすべてが吾々によって、又他の人々によって毎に人間を冒瀆されてゐた罰であつたのだ。そしてこれ等の人間を勵めるかの如き運動は、かえつて多くの兄弟を墮落させた事を想へば、此際吾等の中より人間を尊敬する事によって自ら解放せんとする者の集團運動を起せるは、寧ろ必然である。

兄弟よ、吾々の祖先は自由、平等の渴仰者であり、實行者であつた。陋劣なる階級政策の犠牲者であり男らしき産業的殉教者であつたのだ。ケモノの皮剥ぐ報酬として、生々しき人間の皮を剥ぎ取られ、ケモノの心臓を裂く代價として、暖い人間の心臓を引裂かれ、そこへ下らない嘲笑の唾まで吐きかけられた呪はれの夜の悪夢のうちにも、なほ誇り得る人間の血は、涸れずにあつた。そうだ、そして吾々は、この血を享けて人間が神にかわらうとする時代にあつたのだ。犠牲者がその烙印を投げ返す時が来たのだ。殉教者が、その荊冠を祝福される時が来たのだ。

吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ。

吾々は、かならず卑屈なる言葉と怯懦なる行為によつて、祖先を辱しめ、人間を冒瀆してはならぬ。

そうして人の世の冷たさが、何んなに冷たいか、人間を勵める事が何んであるかをよく知つてゐる吾々は、心から人生の熱と光を願求禮讃するものである。

水平社は、かくして生れた。

人の世に熱あれ、人間に光あれ。

大正十一年三月三日

全國水平社創立大會